

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

XII 人権擁護運動

2 日産厚木事件

事件の概要

一九七九年十一月二五日、日産自動車労組は、蝦名瑩一ほか六名の労働者を除名した。同日午後八時、厚木自動車部品株式会社は、組合とのユニオン・ショップ協定にもとづいて、これら七名の労働者を解雇した。それ以来、これら七名の労働者は組合による除名と、会社による解雇の無効を主張してたたかっている。

組合による除名の理由はつぎのとおりであった。「被除名者らは全日産自動車労組厚木支部のなかに『労働問題研究会』、『明るい厚木部品をつくる会』等の組織をつくり、そのメンバーとして『ぶひん』その他のビラを配布、宣伝、アンケート調査等を通じて組織拡大活動の分派行為を行ない、組合の統制を乱した。『ぶひん』その他のビラの内容は、その多くが組合(自動車労連、日産労組並びに厚木支部)に対する誹謗と中傷にもとづく煽動であり、これにより組合の名誉を汚した」。

「明厚会」とその活動

日産労組は、日産自動車、日産ディーゼル、日産車体、厚木自動車部品の各社の労働者で組織された組合員七万二〇〇〇名の労組で、同盟・自動車労連(二三万名)のなかの有力な組合である。

七名の勤務していた厚木自動車部品は、一九五六年六月、日産自動車厚木工場が分離、独立してできた会社で、その後急成長をとげて、いまでは従業員四二〇〇名、年間売上高七七一億円に達する大手の自動車部品メーカーである。

この会社における労働条件の改善、組合民主化の運動は、一九六六年頃から本社工場設計部を中心にすすめられ、蝦名瑩一らもこれに加わっていた。やがて運動は労災認定要求や、寮自治会の民主化、寮生活改善要求の運動とむすびついて発展し、一九七〇年二月には各職場の有志が集まって「労働問題研究会」が結成され、さらに一九七三年九月には「明るい厚木部品をつくる会」(略称・「明厚会」)の結成に発展した。これらの会は職場新聞「じゅんかつ油」、「ぶひん」などを発行し、また「厚木部品に憲法を」と題するシリーズのビラを配布し、労働条件の改善や、労組の民主化の要求を宣伝した。

会社と組合はこれらの活動にたいして、職場における集団的つるしあげ、暴行、賃金、仕事での差別などをもってこたえた。工場内における集団的つるしあげは、リンチに発展し明厚会の会員が民社党参院議員田淵哲也の後援会加入を断わった、という理由で一時間半におよぶリンチを加えられた。そのために警察のパトカーが工場内に出動することも再三であった。明厚会員による本厚木駅頭でのビラ配布や宣伝カーによる宣伝活動にたいしては、数百名の組合員が動員され、職制や組

合役員の指揮のもとにおそいかかる、という状況であった。

神奈川県労委の命令

明厚会の会員たちは、一九七三年一〇月には会社を被告にして、人権侵害、差別廃止を求める訴訟を横浜地裁小田原支部に提起し、また差別待遇を労基法違反として労基署に申告するなどの活動をもってこれに対抗し、一九七五年四月には「日産労組厚木支部は明厚会が行うビラ配布を妨害してはならない」旨の裁判所による仮処分決定を得たのであった。そして、かろうじて工場門前でのビラ配布が可能になったのである。一九七六年三月には神奈川県労委へ賃金などの差別是正を求める不当労働行為の申立てをおこない、一九七八年一月三十一日には、勝利の地労委命令をえた。この命令はつぎのようにのべていた。

【神奈川県労委命令(要旨)】

「労働組合とは、いうまでもなく労働者の権益を擁護し、その経済的地位の向上をはかるため、会社との対等の立場において交渉することを目的として結集された個人の集合体であり、この目的にかなった集合体維持のためには対外的な自主性と対内的民主制とがそれぞれ要求される。そしてこの二つの要請が充足されたとき、はじめて完全かつ健全なる労働組合たり得るものであってこの意味では上記二つの要請を充足させるために行われる活動もまた労働組合法第七条第一号にいう「労働組合の正当な行為」として把握されてしかるべきものと解する。これを本件について言えば、申立人等のなした『学習会』の設置行為は、労働者に与えられた労働者としての権利への覚醒、およびこれによって得た権利意識の高揚活動であり、また『労研』、『明厚会』を通じての行為は上記目的のほかにも数多くの組合員の素直なる意見、希望を厚木支部執行部に伝え、同支部執行部をしてこれら組合員の内面にかくされた要求をも十分に汲み取り、もってこれを組合活動方針の中に採り入れて貰わんがための活動であって、これら活動は前記指摘の健全なる労働組合存立のための両輪の一つである組合の内部的民主制の実現を目指したものであるべきであり、労働組合法第七条第一号にいうところの『労働組合の正当な行為』に該当する」。

会社はこれにたいして中労委への再審査申立をおこなったが、一九七九年五月一〇日には、労働者側の要求をほぼ全面的にとりいれた和解が成立し、労働者六名の賃金、資格、職能段階の是正、和解金二〇〇〇万円の支払い、労働者五名の配置転換などをとりきめた。

企業ぐるみ選挙と除名・解雇

このように、労働委員会闘争は、労働者側の勝利のうちに終わったのであるが、除名、解雇による組合、企業からの放逐の動きは、これをさかいに急にはげしい展開をみせるようになった。組合は会社が明厚会員と和解協定を結んだことに、あきらかに不満の意思を表明しはじめた。

明厚会と組合、会社との対立にいつそうの拍車をかけたのが、一九七九年七月二二日投票の厚木市議会議員の選挙であった。明厚会は、この年六月から「企業ぐるみ選挙」を批判する活動をつよめ、あわせて「企業ぐるみ選挙」の実態や、労働条件の劣悪さを市民にたいして訴えつづけた。これらの批判によって会社と組合のすすめる「企業ぐるみ選挙」への組合員の動員は、いちじるしく弱められていった。市議選の結果は、会社、組合の読んでいた票の半分しか集票できず、民社党市議二名の当選をはたしたものの、他方では共産党市議が二名から三名に増加した。九月一七日公示の総選挙の準備がすすめられていた時期であった。組合と会社の抱く危機感は強まったのである。

一九七九年九月一四日、総選挙公示の直前に、組合臨時代議員会は七名の除名を決議した。七名は組合規約にもとづく抗告の申立てをおこなったが、一〇月二五日に開かれた組合大会は七名の除名を正式に決定した。この除名騒ぎのすすむさなかに、総選挙における「企業ぐるみ選挙」は強められていったのである。

横浜地裁は七名の申立てにこたえて、除名決定のおこなわれた翌一〇月二六日には、除名を無効とする「組合員たる地位保全」の仮処分決定をおこなった。この決定によって除名から解雇にいたるみちゆきは一応はとまったようにみえたのであるが、会社側ではすでに手回しよく、除名決議のおこなわれた一〇月二五日夜八時前に、七名にたいして、ユニオン・ショップ協定による解雇の通知を発送していた。この日の夜、組合は会社にたいして「七名を解雇しなければ残業を拒否し、ストライキも辞さない」として、解雇の強行を迫ったのであった。

横浜地裁は、一一月一〇日に解雇は無効である、として、「従業員たる地位保全」の仮処分決定をおこない、さらに一二月一七日には年末一時金支払いの仮処分決定をおこなった。

しかし、会社は七名の就労を拒否し、対立はいつそうはげしくなっている。前記「従業員たる地位」保全の仮処分決定は除名の不当性について、つぎのようにのべていた。

【横浜地裁・仮処分決定(要旨)】

「これによれば、申請人らが申請外組合の執行部と異なった見解を持ちこれを批判する立場で行動していたものであることが認められるけれども、右は、思想、信条、支持政党等の相違に由来するもので、民主的組織であるべき労働組合における組合員の表現の自由、結社の自由のもつ意味の重要性に鑑みると、申請人らの前記の言動が分派活動であって組合の統制を乱しあるいは組合の名誉を汚したとまで断定するには多大の疑問があるものといわざるをえない。仮に、申請人らの前記の言動が申請外組合の統制を乱しあるいは名誉を汚して制裁の対象となるとしても、その程度は比較的軽微なものと認めざるをえないので、除名が労働組合の制裁処分としては最も重いうえに、前記のようにユニオン・ショップ協定によって従業員としての地位をも喪失することとなる状況のもとにおいては、申請人らを前記の理由により除名することは、著しく苛酷であって、社会通念上到底これを容認することができない。

以上のとおり、本件除名処分は、前記規約所定の除名理由がないか、もしくは制裁権を濫用したものであって、いずれにしても無効といわなければならない。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
